ID	報告書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
1	23	総意合見	財政課	基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分が含まれ、言わば、財源調整目的の資金が混在している状況であると考える。 厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当するべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを検討することが望ましいと考える。 以上より、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。	県では、①年度間における財源を調整するための財政調整基金、②県債の償還財源を確保するための県債管理基金、③特定の目的(事業)のための資金を積み立てる特定目的基金、④公共用地の円滑な取得のために定額の資金を運用する土地開発基金を有している。これらの基金について、一般会計への繰り戻しも含め、適宜検討していく。
2	24	総意合見	会計課	(2) 歳計現金への繰替えによらない一元運用の実施検討について 令和元年度において、年間平均残高、一スで457億円の基金が 歳計現金に繰り替表られて支払準備資金として使用され、支払準 備資金額を超える部分については余裕資金として預入期間9か月 以下の定期性預金により運用されている。 基金については、地方自治法第241条第2項では、設置目的のために充当したうえで、確実かつ効率的に運用しなければならないことが規定され、「山形県資金管理方針」第6.2(1)において、「基金 は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」ことされているが、実際は、事業充当していない部分は資金繰9の不足に優先して充当されては、歳しい財政状況下で中長期的な事業実施の見通しが困難であり、いつでも取り崩すことができるようにしておきたいと考え、所管部局においては、厳しい財政状況下で中長期的な事業実施の見通しが困難であり、いつでも取り崩すことができるようにしておきたいと考え、所管部局は独で債券による運用を検討する 誘因は働きにくい。 ②支払資金の確保を担う会計局としても、出納に係る責任を有する立場から、繰替運用に頼らざるを得ない非常に厳しい資金繰9の状況下で安全確実な支払いを確保するため、運用の効率性を考慮しつつ、安全性、流動性を優先しておきたいと考える。 しかし、このまま基金の繰替えに依存した資金繰りを続けることは安全ではないと考える。基金中期計画によれば、令和5年度には239億円に減少する見込みであり、また、「介護保険財政安定に基金」等いつ取崩事由が発生するかが予見できない基金もあり、突然想定しない資金不足が発生する可能性もあるためである。よって、資金繰りに対別個に効率的運用を検討することが適切であると考える。 具体的には、基金について、「山形県資金管理方針」第6において運用の基本原則として「基金担当部局による預券運用」、「歳計現金への繰替による一元運用」、「基金担当部局による預券運用」、「歳計現金への繰替には、基金について、「山形県資金管理方針」第6において、基金の性質として中長期的な運用が適切ではない基金は歳計現金への機替をしない。基金で費金繰りに活用し、その他の部分については、"基金プール"に対ける一元運用」について検討することが有用と考える。	令和3年10月に支払資金不足時の借入利息を上回る水準で中長期的運用が可能な基金について調査を行ったが、該当がなかったため、当面最も有利な繰替運用等を継続するとともに、基金の中長期的な運用についても定期的に調査を行っていく。

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
3	25	総意	会計課	いく必要があると考える。よって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材を「公金管理班」のアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得すること、および、定期的な人事異動があっても	ている。 また、同班は、県公金の適切な管理及び運用に ついて検討を行う部局横断組織であり、班員に人 事異動があっても検討を継続できる体制となってい
4	25	総意	会計課	(4) 今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」の作成について 基金所管部局は、毎年、翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を作成して、会計局に提出している。しかし、複数の基金で、実態又は提出時点での最新の事業見込みと整合していない「基金額推移計画書」が作成されていた。 会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。令和元年度資金運用計画における基金計画によると、平成30年度末の基金残高449億円が令和5年度末に239億円となる見込みであり、令和元年度に平均残高ベースで457億円が歳計現金に繰り替えられ支払準備資金等として使用されている状況で、基金計画が最新の将来見通しを反映しておらず、実態と大きく乖離している場合には、資金繰りに重大な懸念が生じる可能性がある。 また、基金の効率的な運用の一環として債券による運用を検討する場合には、実態と乖離した基金計画に基づき債券運用を行った結果、事業実施のための基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本を下回る金額で償還される可能性もあり得る。よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	令和3年度の資金運用等計画を作成するにあたって、基金所管部局に対し、今後の事業見込みと整合した正確な「基金額推移計画書」を作成するよう要請しており、令和4年度以降も同様に要請していく。
5	228	指摘事項	財政課	3 基金の繰替運用による一元運用 ① (土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について 当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替えは行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。 県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。	当基金は、歳計現金への繰替えを行っておらず、これまでの取扱いは運用ではなく現金の保管と考え、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」は提出してこなかった。 しかしながら、今般の指摘及び会計管理者通知を踏まえて、改めて取り扱いを検討した結果、現状では預金等運用に該当するという見方もできることから、令和4年度からは「基金の繰替運用依頼書」を作成することとした。
6	84	意見	防災危機管理 課	分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次設置すべきである。	基金の管理運用にかかる規則等の設置について、令和2年10月に他都道府県にアンケートを実施したところ、都道府県によって対応が分かれている状況であった。 規則等を設置していない理由として、災害救助法第22条から第28条の規定があれば足りるとしている都道府県もある。 基金の運用については、適宜見直しを行っているところであり、規則制定の必要性について、引き続き検討していく。

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
7	72	指摘事項	防災危機管理 課	5 災害救助基金 ① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて 災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認した ところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4 年間にわたり最少額を充足していなかった。 よって、県は災害救助法が定める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は 改善すべきである。	令和3年度にこれまでの運用を見直し、2月補正において翌年度の基金最少額を充足する額を予算措置し、積み立てる取扱いとした。 この取扱いを踏まえ、令和3年度2月補正で令和4年度基金最少額を充足する額を確保し、積立を行った。
8	49	意見	財政課	1 財政調整基金 ① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性 県では、当基金について残高目標を設定しておらず、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立てを行うこととしている。 県は、過去の災害等の際の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考に、適正規模としての積立目標を設定したうえで、計画的に積み立てていくことが必要であると考える。	調整基金(財政調整基金及び県債管理基金)の 残高については、中長期にわたる安定した財政運 営を図る観点から、標準財政規模(普通交付税の 算定をもとに計算した地方公共団体の一般財源の 規模)のおおむね10%に相当する300億円の確保 を一つの目安としている。一方で、当初予算編成 時には毎年度100億円以上の財源不足が見込まれ る厳しい状況にある。 このような中、大規模災害などの突発的な財政需 要に備えるため、年度途中においても、少なくとも 100億円を下回ることのないように努めていく。
9	59	意見	財政課	3 県有施設整備基金 ① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について 基金残高について具体的な充当事業の実施時期や所要額の積 算等は行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっ ていない。 よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を 算定し、その財源について検討したうえで基金必要額を明確にし、 計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに 備えるべきである。	大規模施設の整備計画等を把握した上で、引き 続き、庁舎その他の大規模施設の整備見通しを踏 まえ、適切な規模の確保に努めていく。
10	65	意見	財政課	4 土地開発基金 ① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻について当基金の充当事業は、現在、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみであり、令和元年度末残高60億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。県は当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻を検討すべきである。	土地開発基金については、近年、国直轄事業用地の先行取得における活用が主となっているが、将来における県の公用又は公共用に供する土地の取得等を想定し、現在の60億円規模を維持する必要がある。
11	94	意見	農村計画課	7 ふるさと農村地域活性化基金 ① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について 農林水産省農林振興局が定めた実施要領において各年度の基 金取崩額が前年度末基金残高の3%までに制限されているため、 取崩実績に比して基金残高が多額となっている。 県は、事業実施上3%では不十分である旨を国のアンケートで回 答しており、同様の状況にある他県と連携し、取崩制限の緩和に向 けた国への働きかけを継続することが必要である。	国のアンケートへ3%では不十分である旨を回答しており、今後も引き続き他県と情報共有しながら国への働きかけを継続していく。

ID	報告書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
12	111	意見	高校教育課	10 高等学校奨学基金 ① 基金をより有効に活用する施策の検討について 育英奨学金の申請者数、貸与者数は減少傾向にあるが、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた基金残高は増加傾向にある。 県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策(例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等)の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。	育英奨学金は、旧日本育英会から各都道府県に 移管された事業であり、貸与要件等は基本的に各 県とも旧日本育英会の要件等と同様になっている。 県としては、引き続き、要件緩和等について旧日 本育英会と調整するとともに各県の状況を調査す るなど、申請者確保のための検討を行い、基金の 有効活用を図っていく。
13	121	意見	循環型社会推	11 産業廃棄物税基金 ① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について 基金残高の推移から、将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。 よって、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。	将来に向けた安定的な基金運営のため、令和2年度予算から、年度ごとの収支均衡を図り、1億円の基金残高維持を方針として毎年度の予算編成において管理を行っている。また、令和2年度産業廃棄物税評価・検証委員会で示された「使途を重点化すべき」との意見を踏まえ、充当事業の使途適合性評価制度を継続して優先順位を数値化し、客観的に判断している。今後も状況の変化により、必要に応じて第三者の意見を聴くことを含めて適切な管理方針について検討していく。
14	162	意見	エネルギー政策 推進課	17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金 ① 基金で整備した設備の将来の更新投資について 基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等に係る将来の更新投資の計画は立てられていない。 設備によっては数億円の投資を行った事例もあるため、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討が必要である。	基金活用事業で整備した設備等に係る更新方針は、設備を導入した部局や施設において適切な維持管理を行い、更新等の必要性が生じた時点で予算化のうえ更新を行う。
15	183	意見	財政課	19 地域医療介護総合確保基金(県単独分) ① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて 当基金には、特定の目的を達成するための明確な基金充当事業がなく、地域医療・介護の総合的な確保の推進に従事する健康福祉部の給与費(一般職員費)の一部に充当されている。 基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。	令和5年度から順次、当該基金の該当部分を一般会計に繰り戻しの上、事業へ充当する見通しである。
16	201	意見	スポーツ保健課	22 スポーツ振興基金 ① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への 繰戻しについて 基金残高について、現時点における今後の使用見込みに比して 過大となっている。 県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直し を図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん 一般会計に繰り戻すことを検討されたい。	本県での全国大会の開催に際した事業の実施 等、ご意見をいただいた令和2年度以降の状況に
17	95	指摘事項	みどり自然課 (農村計画課)	7 ふるさと農村地域活性化基金 ② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について 当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。 よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。	当基金を充当して実施する「山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金」の目的は、電気柵の設置による鳥獣被害軽減であるが、効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を事業実績報告における必須の回答項目として定めていなかった。 そこで、令和3年度の補助金交付要綱において、事業実績報告書の添付資料の様式中、「被害軽減効果」欄について必須回答項目として定めるとともに、記載要領や記入例を追加して、各市町村へ周知した。

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
18	129	指摘事項	みどり自然課	12 やまがた緑環境税基金 ② 補助対象外経費に対する補助金の交付について(補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託) 当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払いに対して補助金が交付されていた。 特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人と個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。 よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。	「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員(個人)への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員(個人)が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。 指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員(個人)が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費(資材費、消耗品費、燃料費、印刷代)については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。
19	131	指項	みどり自然課	知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。	「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」においては、補助対象団体の会員(個人)への謝金、役務費、旅費及び委託費は補助対象外としていたが、補助対象団体の会員(個人)が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外としていなかった。 指摘を受けて、令和3年度の補助金交付要綱を改正し、補助対象団体の会員(個人)が代表を務める会社への謝金、役務費、旅費及び委託費は、補助対象外にすることとした。また、審査を行う各総合支庁に対し、事務に遺漏なきよう周知した。なお、当該事業の趣旨は、県民がボランティア的に森林づくりに参加する活動に対する補助事業であることから、人件費的な要素に乏しい需用費(資材費、消耗品費、燃料費、印刷代)については、支払先が補助対象団体であっても、引き続き、補助対象としている。
20	180	指摘事項	高齢者支援課	19 地域医療介護総合確保基金(介護分) ① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備 交付金に係る仕入控除税額の確認について 当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」 及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を 求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。 県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れ なく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。	令和3年度中に仕入控除税額が確定した補助対象事業者について、間接補助者(所在市町村)を通じて令和3年7月までに「仕入控除税額報告書」の提出が完了。当該報告により生じた交付金の一部返還額については、間接補助者から令和3年10月に納入された。引き続き、補助対象事業者ごと「仕入控除税額報告書」の管理を行い、未提出の場合は、間接補助者に対し、県への報告を求めていく。
21	89	意見	環境企画課	6 環境保全基金 ① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について 当基金の充当事業に係る実績報告の現地調査で使用する所管部作成の「現地調査チェックシート」について、人事異動等があっても職員が適正な水準で実施できるように、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。 県は、チェック項目ごとに具体的に確認する観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。	現地調査チェックシートについて、職員が適正な 水準で実施できるよう、チェック項目への具体例を 追加した。
22	131	意見	みどり自然課	12 やまがた緑環境税基金 ④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて 当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、当該事業に関する募集チラシを作成し、県施設などに配架しているが、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがあり、新たに応募した団体は残りの2割程度である。また、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況である。 県は、より多くの県民から提案を受けることができるように、募集方法の見直しについて検討されたい。	やSNS(フェイスブック)での発信など、広く周知する取組みを実施した。 今後とも、はじめてでも応募

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
23	133	意見	みどり自然課	12 やまがた緑環境税基金 ⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について 当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があるため、役員名簿や会員名簿を入手しているが、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。 よって、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。	令和3年4月に、申請の段階で役員名簿及び会員名簿を提出するよう交付要綱の変更を行った。
24	140	意見	消費生活•地域 安全課	13 社会貢献活動促進基金 ① 基金制度推進事業費残高の有効活用について 当基金の充当事業である「社会貢献活動促進事業」に対する県民等からの寄附金の一定割合を基金制度推進事業費として別管理しているが、当該制度推進事業に係る収入と支出とがバランスしている結果、過去5年間にわたり基金制度推進事業費残高が約8百万円とほぼ一定で推移している。 県は、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。	基金制度推進事業費については、基金への寄附 気運の醸成や基金事業の周知、NPO活動周知等 のさらなる強化が必要であることから、その活用方 法について山形県NPO推進委員から意見を徴収し た。(令和3年10月18日開催「令和3年度山形県 NPO推進委員会」) その意見をもとに、基金制度推進事業費残高のう ち3百万円を令和4年度から令和6年度の助成事業 に充当することとした。また、今後、NPO活動周知 のためウェブサイトのリニューアル等が必要になるこ とから、基金制度推進費の残高が5百万円程度と なるよう運用することとした。
25	152	意見	子育で支援課	15 安心こども基金 ① 市町村との連携による基金の有効活用について 当基金の充当事業である「保育所等緊急整備事業費補助金」と 国庫補助制度の利用実績を比較すると、国庫補助制度の方が多い状況となっている。 保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が 出ないよう支援することが求められる。県は、県民全体のニーズを 満たしているかを把握し、県全体での観点で必要と判断される案件 について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活 用していくことが望ましい。	的な整備を図っている。
26	173	意見	医療政策課	19 地域医療介護総合確保基金(医療分) ① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について 当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」により取得等をした一定の施設設備等については、管理運営要領において、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。しかし、事業実施後に定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスが整備されていない。県は、事務コストを勘案しつつ、補助対象資産の使用状況を定期的に確認し、運用状況についての指導を行うことが必要である。	的に確認するため、これまでの補助要綱に以下の 条項を追加し、「令和3年度山形県病床機能分化 連携施設・設備整備費等補助金交付要綱」として 令和3年4月1日付で施行した。 (活用状況報告) 第15条 補助事業者は、補助事業が完了した翌年 度から3年間は、毎年度、補助事業により整備した 施設設備の活用状況を知事に報告しなければなら
27	189	意見	商工産業政策課	20 若者定着支援基金 ① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について 当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」において、地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように、県内高校卒業要件の緩和やU・Iターンの対象追加など支援対象要件を見直して、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図られたい。	令和3年度募集より、県外出身の県内大学等在学者や、一旦県外で就業した若者(Uターン者)を支援対象に追加した。
28	191	意見	商工産業政策 課	県は、当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図るこ	県外に進学する前に制度の周知を図るために、 県内すべての高校へチラシを送付し、卒業前の高 校3年生へのチラシの配布を依頼した。その他、県 内外の大学等へのチラシの送付、県公式SNSでの 情報発信等を行っている。

ID	報告書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
29	216	意見	森林ノミクス推進課	25 森林環境譲与税基金 ① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について 当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」 について、事業の有効性を評価するための効果測定が実施されていない。 県は、当事業を連携して実施する公益財団法人山形県みどり推進機構が実績報告時に把握している出材量等の情報共有を行うとともに、県産木材安定供給プロジェクトの目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、生産性調査や機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を検討されたい。	令和2年度実績報告(令和3年3月)の提出の際に、公益財団法人山形県みどり推進機構(現公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構)から、各林業事業体の事業成績書を添付させ、出材量等を把握できるよう対応した。また、令和3年度実施要領(令和3年5月制定予定)に達成状況の報告に関する条文を追加し、機構から、事業完了の翌年度から3年間、各林業事業体の素材生産量・素材生産性の実績、機械の導入の有無、作業システムの変化について取りまとめたものを提出させることとした。
30	74	指摘事項	防災危機管理課	5 災害救助基金 ② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について 当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。 イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度 当初数量の不一致 ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致 県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防 災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害給与品 の数量管理を行うべきである。	「イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致」「ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」(供与数)の不一致」について確認し、不一致がないように修正した。なお、災害給与品について、正しい数量管理が出来ていなかったことから、令和2年度末時点の報告依頼の際に、『提出にあたっては「複数人で確認すること」「前年度の報告書との整合性を確認すること」』を明記し、現在は、上述のとおり不一致は解消している。
31	80	指摘事項	防災危機管理課	5 災害救助基金 ⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について 「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度 当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を 行い、結果を知事に報告することとされているが、平成20年度以 降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等 の評価及び知事への報告が実施されていない。 県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等 の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。	令和3年度に、「山形県防災資機材等管理運営 要綱」に基づき、防災資機材等評価委員会を開催 して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知 事に報告した。 今後も防災資機材等評価委員会を毎年開催し、 評価結果を知事に報告する。
32	77	意見	防災危機管理課	5 災害救助基金 ③ 備蓄すべき数量の明確化について 災害給与品のうち、飲料水、毛布、防災シートについて、県として 備蓄すべき量を明確に設定していない。 県は、今後の地震被害想定調査や近年増加傾向にある洪水等 の被害想定、各市町村の備蓄状況等を踏まえて、災害給与品とし て備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、迅速 な被災者支援が行えるよう備えるべきである。	飲料水については、備蓄目標を設定している。 毛布については、国の通知等を参考に、各市町村の備蓄数量も考慮しながら、備蓄目標数の設定について引き続き検討する。 一方、防災シートについては、災害によって屋根等に被害を受けた住居への緊急措置の資材としての活用するものであり、主として災害時の応援協定に基づく調達及び緊急措置を想定しているため、備蓄目標数の設定は検討していない。
33	78	意見	防災危機管理課	5 災害救助基金 ④ 期限のある災害給与品の一括管理について 県は、災害給与品については「山形県が備蓄するアルファ米及 び飲料水供与に関する取扱要領」に基づき期限前に防災訓練等 のために供与し、備蓄物資の有効活用を図っている。しかし、災害 対策本部及び地域支部用である備蓄は同要領を適用しておらず、 結果として、アルファ米及び飲料水の一部が、令和元年度中に廃 棄あるいは期限切れ保管されていた。 県は、災害対策本部及び地域支部用備蓄についても同要領の 対象に含めて一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地 域防災力の強化に役立てるべきである。	災害給与品については、災害救助基金で管理しているが、災害対策本部及び地域支部用の備蓄物資は基金の対象外であるため、厳格に分けて管理しており、一括管理への変更は混在のリスクが高まり、また、事務負担が増えることとなるため、困難である。 他方、災害対策本部及び地域支部用である備蓄物資については、令和3年度から台帳に有効活用の方針を記載し、訓練等で使用した上で残余が生じる場合には、フードバンク等に供与する取扱いとするなど、有効活用を図ることとした。なお、令和3年度は県庁内フードドライブにてアルファ化米5箱(250食)及び飲料水12箱(1440)を供与した。
34	83	意見	防災危機管理 課	5 災害救助基金 ⑥ 災害給与品の移管と保管状況について 平成24年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与 された救援物資としての毛布は、直接肌にあてるには他の毛布に 比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与すること は困難であり、また圧縮保管されていないため、災害給与品保管 場所において大部分を占拠してしまっている。 県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上 で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備 蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきで ある。	令和3年度については、市町村や、消防本部の 希望を照会し、フランスから贈与された救援物資と しての毛布の一部を供与した。残りの毛布について も、引き続き、消防本部等の希望を照会し、供与に よる有効活用を図る。

ID	報告書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
35	157	指摘事項	森林ノミクス推進課	16 森林整備促進・林業等再生基金 ① 貸付先の財務状況の確認について 当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。 県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。	令和2年度は貸付先に対し決算資料の提出を求め、提出を受けた。 今後も、決算資料取りまとめ後、速やかに県に提出するよう指導を行っていく。また、提出状況について複数人で確認するとともに、回収可能性についての検討を行う。
36	112	意見	高校教育課	10 高等学校奨学基金 ② 貸与した育英奨学金の確実な回収について 当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」による 育英奨学金の令和元年度末貸付金残高2,133百万円に対して、未 納残高は130百万円、未納率は6.1%と年々積み上がってきてお り、今後未納額はさらに増加するものと推測される。 県は、返還期間や返還額の見直し、インターネットを利用したクレ ジットカード納付の導入による利便性向上、返還猶予制度の周知 徹底、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求など効果的か つ効率的な業務遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。	債務者が返還したいと思ったときに返還できるようにすることが返還を促進することになり、クレジットカード納付やコンビニ納付、返還できる銀行の増加などの検討も必要と考えているが、費用対効果から現時点での導入は難しい。 引き続き、クレジットカード納付等について検討を行うとともに、返還猶予制度の周知などに取り組み、債券回収に努める。
37	114	意見	高校教育課	10 高等学校奨学基金 ③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について 当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」の未納者に対する回収業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。また滞納者や連帯債務者に対する違約金見込額の通知は回収の早期化に資すると考えるが、現行の奨学金システムで定期的に違約金見込額を計算することは著しく非効率的である。 県は、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案し、奨学金システムの改修について検討されたい。	現行の奨学金システムでは、元金の返還前に個別に違約金の計算をすることは著しく非効率である。今後効率よく違約金の計算ができるようシステムの改修に努めていきたいと考えているが、改修にあたって一定の費用も発生するので、現時点では対応が難しいが、システム更新時などに費用対効果も見ながら検討していく。
38	174	意見	健康福祉企画課	19 地域医療介護総合確保基金(医療分) ② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について 当基金の充当事業である「医師修学資金貸付事業」及び「看護職員修学資金貸付事業」では、県外で就職・開業を行った就学者から貸付金の返還を求めるが、県内での就業を促進するという観点から、前者は有利子(年10%)であるのに対し、後者については無利子となっている。 看護職員修学資金について、他県の一部では利息を徴収しており、それらの県における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。	看護職員修学資金の返還対象者からの利息徴収について、令和3年度新規貸与者から有利子(年利10%)とすることで制度の見直しを実施している。
39	175	意見	健康福祉企画課	19 地域医療介護総合確保基金(医療分) ③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について 当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」において、県外で就職したため貸付金を返還する際、債務者が遠方の都道府県に在住している場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。 県は、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上の工夫を行うことを検討されたい。	貸付金返還対象者から一部利息を徴収する制度への見直しのほか、返還期間を短縮化(貸与受けた期間(最大4年)を6ヶ月間に変更)する見直しも実施しており、返還対象者自体が減少することを想定している。 今後、納入遅延・未収金増加等の状況の変化があれば、対応を検討する。

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
40	211	指項	働き万改革実現 課 (典業は海環境	24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金 ① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について 当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額となっているものが2件確認された。 予定価格と契約価格が同額となる場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されず、また、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。よって、予定価格の決定にあたっては、複数者からの見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。	実績との比較、他機関における契約金額との比較などにより適正な積算に務め、厳正で効率的な入
41	134	意見	森林ノミクス推	12 やまがた緑環境税基金 ⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて 当基金の充当事業である「平成31年度荒廃林緊急整備事業業 務委託」において、相互供給の事案が複数確認された。調達価格 が不適切に過大な金額となることを未然に防止するため、相互供 給を禁止している地方自治体もあるが、県では再委託時の事前承 認を求めるのみで相互供給を禁止していない。 県は、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込ん でいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定 を設けるなどの見直しを検討されたい。	荒廃林緊急整備事業業務委託の発注において、 適正な規模・工期となるように工区を見直し、受注 者の下請けに入札参加者が入る状況は解消した。 (令和4年1月18日公告 同26日入札)
42	202	意見	スポーツ保健課	22 スポーツ振興基金 ② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて 当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」に おける特定の委託契約について、事業開始当初より、一者見積もり による随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。 県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容 の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性 の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託につい て見直しを検討されたい。	仙台大学は、本事業への理解が深く、東北で唯一の体育大学であり、平成22年度に締結した県教育委員会との本事業に係る相互協力協定の相手方であることから、一者随意契約により相手方として選定している。 ご意見をいただいてから、他県の委託内容や委託規模等も参考に事業の見直しを行い、委託料は監査時から大きく縮小しており、今後も適正な委託金額と成果を常に検証しながら事業を実施していく。
43	121	意見		11 産業廃棄物税基金 ② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について 当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当 方針を設け、各課から要望があった各事業に対して評価・点数化 し、優先順位を定めた上で、充当上限額の範囲内で事業への充当 額を決定している。 他の基金においても、当基金の充当方針の考え方・取組みを積 極的に取り入れ、基金の事業充当の妥当性・客観性を見える化す るように検討されたい。	基金によってその目的や状況等が異なることを踏まえ、当課から各基金の所管課に対し、当該基金の取組みを参考に、事業充当の妥当性・客観性の向上について検討するよう通知した。
44	220	意見	財政課	1 年間資金運用計画の策定 ① (県有施設整備基金)運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について(報告書の表題) 当基金では、令和元年度に償還期間10年の新発債3億円を購入している。一方で、将来10年間の「基金額推移計画書」では、令和7年度まで毎期取崩しが行われ、令和7年度末の基金残高が5百万円となる見込みであり、実際の運用状況と整合していない。県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	令和4年3月の計画書の提出時に、債券残高3億円を考慮した形に反映させた。 今後とも、計画作成時点における実態をできるだけ反映した「基金額推移計画書」を作成していく。

ID	報告 書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
45	221	意見	循環型社会推 進課	1 年間資金運用計画の策定 ② (産業廃棄物税基金)取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について 当基金は、基金積立額の見込みが立ちにくいため、年度末残高を1億円程度保有しておく方針で、実際にそのとおり推移している。しかし、将来10年間の「基金額推移計画書」では、前年度末残高の90%を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	監査の基準となっているのは平成30年度作成の「基金額推移計画書」であるが、現在の方針に基づく計画的な基金の管理は令和2年度予算から開始した。 令和2年2月提出分から、適切な税収見込のもと、当該方針に基づき、実態をできるだけ反映した「基金額推移計画書」を作成している。
46	221	意見	健康福祉企画課	1 年間資金運用計画の策定 ③ (地域医療介護総合確保基金)積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について『医療分』 将来10年間の「基金額推移計画書」では、推移額を見込むことは困難であるという理由で、令和2年から令和10年までの積立額・取崩額を全て「未定」と記載している。しかし、所管部局では、地域医療構想に基づき、令和7年度までに総額57億円を積み立て、令和7年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいる。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	「基金額推移計画書(令和3年度~)」(令和3年2月25日付け健企第1837号)において、地域医療構想対策事業費等の積立・取崩の見込額を推移計画に反映したうえで、会計局長あて提出している。
			長寿社会政策課	『介護分』 平成31年2月に作成された「基金額推移計画書」の積立額・取崩額について、担当者が複数回変更したこと等もあり、算出根拠は不明との回答であった。 県は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。	「令和3年度基金額積立・取崩計画書」(令和3年3月1日長政第1042号)の提出の際に、算定根拠がわかる表を作成し翌年度以降も確認できるようにしている。
47	222	意見	商工産業政策 課	1 年間資金運用計画の策定 ④ (若者定着支援基金)積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について 将来10年間の「基金額推移計画書」において、実態に照らして積立額は過大に積算され、取崩額は過小となっている。 県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。	従前の「基金額推移計画書」では、定員数に4年制大学の最大支援額を乗じた額で積算しており、実態と比較し、積算額及び取崩額は過大となっていたが、これまでの1人あたりの支援額の平均値で積算し、より実態に即した「基金額推移計画書」を作成した。
48	224	意見	会計課	2 山形県公金管理委員会による協議 ① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性令和元年度の山形県公金管理委員会は、書面による協議として行われ、参集しての開催は行われていない。県は、次のNo.6の「意見」の実効性をより高めるため、公金管理委員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。	令和3年度の公金管理委員会は、新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催としたが、意見交換等も書面で行い、「令和3年度資金運用等計画」を同年9月に全所属に通知し、資金の現状等について全庁的な情報共有を図った。
49	236	意見	会計課	4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金 ① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて 年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が収入・支出の前月に額及び時期を把握してから各事業所管部局に個別に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを依頼するだけでは限界がある。 よって、資金計画の段階から、資金繰りの状況が厳しく、2月~3月に資金不足が見込まれることを事業所管部局に情報共有し、例えば、大型事業の一部について、財源となる国庫補助や県債の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金繰り改善に取り組むことが必要と考える。	「令和3年度資金運用等計画」を令和3年9月に 全所属に通知し、資金の現状等について全庁的な 情報共有を図り、全庁的に資金確保に取り組むこと としている。

テーマ: 基金の管理及び運用に関する事務の執行について 報告書提出:令和3年3月29日(月)

ID	報告書頁	指摘 意見	所管課 (関係課)	監査結果	措置状況 : 措置(予定)内容 または 対応方針
50	236	意見	会計課	4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金②地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について令和元年度に完了した事業の財源として令和2年4月、5月に銀行借入により地方債を393億円発行している。一方で、起債対象となるような大規模建設工事等の場合、前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じている。県は、現状、4月、5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業が繰越事業になるかを見極めた上で、前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月~3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。	財政担当部局に対し資金の状況について情報提供し、地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討 を依頼している。
51	242	意見	会計課	5 債券運用 ① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について 県の基金の中には、取崩時期が予見できないため債券運用を 行っていないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長 期間残高を維持している基金がある。 これらの基金について、債券保有に伴うリスクである中途解約リスク、金利変動リスクを低減することができれば現状より高い収益性が 得られるものと考える。 県は、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えたうえで、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。	基金は年度内において積立・取崩を繰り返すことから、債券運用のような中長期的に運用が可能な 基金は現在のところ見当たらなかった。
52	245	意見	会計課	5 債券運用 ② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について 債券運用を行う場合、これまで繰替運用を行っていた歳計現金等の水準が低下し、一時借入を行うことも考えられる。債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。 よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。	令和3年10月に支払資金不足時の借入利息を上回る水準で中長期的運用が可能な基金について調査を行ったが、該当がなかったため、当面最も有利な繰替運用等を継続する。

(最終更新:令和6年3月)